

東京・三鷹事件の再審請求棄却決定に対する抗議声明

7月31日、東京高裁第4刑事部（後藤眞理子裁判長）は、三鷹事件の第二次再審請求に関し、請求を棄却する決定を出した。東京高裁は1951年、原審の控訴審で証拠調べを一切せずに竹内景助さんに死刑を宣告したが、ふたたび過ちを繰り返し、再審弁護団が提出した数々の新証拠について事実調べを一切することなく本決定を出したものである。この無反省極まる不当決定に断固抗議する。

三鷹事件は70年前の1949年7月15日夜、中央線三鷹電車区構内から無人電車が暴走し、6名の市民が死亡、20名近くが重軽傷を負ったもので、捜査当局は、国労組合員と共産党員の犯行だとして、国労三鷹電車区分会の10名を電車転覆致死の容疑で起訴したものである。一審の東京地裁は、竹内さんの単独犯行と認定して無期懲役とし、他の被告人は全員無罪。控訴審で竹内さんは死刑判決を受け、1955年に最高裁が「8対7」の一票差で上告を棄却し死刑判決が確定した。翌年、竹内さんは第一次再審を申し立てたが、67年に無念の獄死を遂げたため、手続きは終了した。

その死後44年を経た2011年11月、竹内さんの長男が請求人となって東京高裁に第二次再審を申し立て、7年間にわたり30回近くに及ぶ三者協議が重ねられてきた。

本件で竹内さんと犯行を結びつける直接証拠は自白のみであり、事件に近接する時間に竹内さんを三鷹電車区正門前で見たというSの供述がこれを補強している。

そこで弁護団は再審審理において、まず「単独犯」では犯行は不可能であり自白の信用性が否定されることを新証拠を挙げて立証してきた。すなわち、①専門家の鑑定により、列車が発車する段階で第2車両のパンタグラフも上がっていたことをパンタグラフの損傷状態から明らかにした。車両の構造上、先頭車両から二両目に移動するには一旦電車を降りなければならず、単独犯で二つのパンタグラフをあげることはできない。②最後尾の7両目車両の前照灯が点灯していたのに、自白では先頭車両にしか立ち入っていないのでその前照灯スイッチが入っていたことを説明できない。③同じく最後尾車両において、手ブレーキ（自動車のサイドブレーキにあたる）が緩められていたこと、車両の「戸閉め連動スイッチ」という装置が非常時走行でしか使用しない「非連動」になっていたことも自白では説明できない。これらは自白が誤りであり、犯人は複数犯で、先頭車両、第二車両、最後尾車両でそれぞれの操作が行われた結果、列車が暴走したことを証明している。

Sの目撃供述については目撃証言の専門家に鑑定を依頼し、再現実験などを経た結果、その目撃条件は「誤った識別を誘発する」「劣悪」なものであり、人物の顔の識別が不可能であることが明らかになった。さらに、証拠開示された妻の供述調書や竹内さんの初期供述から、事件発生時に竹内さんが妻子とともに自宅にいた事実も証拠によって裏付けられた。

こうした数々の新証拠に目をそむけ、「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則に背いた高裁決定は断じて容認できない。

加えて言えば、70年前、国鉄を舞台に連続して起きた下山、三鷹、松川事件を契機として占領政策の転換、大量の人員整理、レッドパージが行われたことは歴史的事実である。戦後史の画期をなした三大事件の一角を占める三鷹事件が「一労働者による突発的な単独犯行」とあるというストーリーは、あまりにも不自然不合理であるとの批判を免れないだろう。

私たちは提訴以来7年にわたり全国から寄せられたご支援に心から感謝申し上げるとともに、一日も早く竹内さんの無念を晴らし、遺族の権利を回復して、三鷹事件の真実にせまるため、あらためて全力をつくすことを表明するものである。

2019年7月31日

日本国民救援会中央本部
同 東京都本部
同 三多摩総支部